

議 長 日程第5、請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」の産業厚生常任委員会報告を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。

令和7年9月12日。松田町議会議長、平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長、古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、9月9日、12日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和7年第3回議会定例会において付託された「請願第1号 新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。

1、審査の結果、採決の結果、賛成多数で趣旨了承とすべきものと決定しました。

2、審査の内容。請願提出者を参考人として招致し、請願の趣旨、詳細について慎重に審査をしました。また、まちづくり課長及び担当職員出席のもと、新松田駅北口地区市街地再開発事業についてのパブリックコメントや進捗状況など質疑を行いました。審査の結果、請願の内容に全面的に賛成はできないが、その基本的な考え方や意図を理解した上で、趣旨了承とすべきと判断しました。

私のほかにも委員がおられますので、発言をお許しく下さいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。

1 番 北 村 審査のほう、ありがとうございました。また、報告もありがとうございました。

趣旨了承ってあまり出てこない文言で、私もちょっと調べたんですけども、全面的に賛成することはできないものの、その根底にある考え方や基本的な方針については理解や共感を示せる場合に使用されると、私の調べたのはこのような形で理解しました。ということは、全面的に賛成することはできないけれども、理解や共感されたところがあるというようなところで多分これを選ばれたんじゃないかなと思うんですけど、具体的にどの部分について理解や共感を得られるというようなところで審査されたのか、そこら辺をお聞きしたいです。よろしく願いいたします。

産業厚生常任委員長　　まず、今、北村議員のほうからお話がありました、全面的に賛成できないものということがあります。請願書を見ていただきたいと思いますが、白紙撤回をするというところです。これについては、全面白紙撤回にしたら今までの経過が何もなくなってしまいますので、その辺は了承できないということです。

それとあと、この請願にも書いてありますけども、今までの経過の中から町の説明だとかそういうものが理解できていない部分があるということ、まだ段階を追って説明をしなければいけないところなんですけど、全部もうこれで説明ができちゃったというふうに考えられている方がいられるということも話を聞いておりますので、その辺も趣旨了承という形で、全面的には賛成できないということでございます。

以上です。

8 番 田 代　　私は副委員長を務めましたので、委員長と一緒に意見書をまとめたんで、もう少し私なりの観点から先ほどの北村議員の質問にお答えいたします。

まず、委員会で議論になったのは、委員長もお話ししましたけれども、一旦白紙に戻す、タイトルで言うと「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し」、これが大きな論点でした。これについては請願人2名、参考人として出席していただいて確認しました。大きいつくりで新松田駅北口地区市街地再開発事業、これは松田町が事業主体になって行う駅前広場、それと自由通路、もう一方のマンション建設、商業ビルの建設は地面、土地とか建物に皆さん権利者がおられます。そういった方が今準備組合をつくって進

めています。どういうふうに行っているかと。まとめれば、組合を法人化して組合が施工主体になります。ですから、考え方はまるっきり違うんですね。

その中で請願人に確認したところ、駅前広場、これについてやはり混雑しているから白紙撤回なんていう意味はない、自由通路についても安全に新松田駅、JR松田駅ですか、その通路を造るために必要だということで意見が出されました。委員のほうからも、これまで松田町は新松田駅前の基本計画、そういったものをつくって順番に進めてきたわけです。その中で駅広と自由通路は白紙撤回ではないというふうな確認ができました。したがって、地権者が行う組合法人として進める構造になるであろうマンション、商業施設ビル、これについては不明瞭な点もあるんで白紙に戻していただきたいと、そのような参考人招致の結果をいただきました。これによって地権者の意見もある程度は分かるということで、その部分の趣旨は分かったということで趣旨了承いたしました。

以上です。

議長 1番、いかがですか。

1番 北村 ごめんなさい。いろんなことを御丁寧にありがとうございます。

いろんな趣旨の情報をいただいて、共感点だけに区切ると、どこが共感点だったのか、もう少し明確にお答えいただけるとありがたいです。お願いします。

産業厚生常任委員長 共感点、私はちょっと整理できていないんですけども、白紙撤回は先ほど話しましたけども、新松田駅広と、あともう1つの自由通路ですか、この辺は賛成、入っていないというような御意見をいただきましたので、その辺で私は共感というふうにご考慮しております。

8番 田代 今、共感点というお話でしたけれども、それについては請願が出された内容についてどの部分が共感されたかと、そういうことですね。

先ほど説明しましたけれども、趣旨了承には全面的には賛成できない、その根本的な考え方や意図には理解を示される場合に用いる言葉だというふうに

我々委員は理解しております。その中で請願が出された中で、町のほうでもいろいろ地権者に説明はされています。一番ポイントになったのは、まだ今現在は計画の絵なんですよ。全部、意思が決定すると具体的に金額が出てくるそうです。それが今現在ではなされていない。これについては担当課からも参考人として確認しました。請願人の方は、そういったことで町からそういうことが示されないと、自分たちはすごい不安だということでこれは考え直していただけないかということでした。基本的にはまちづくり課に確認したんですけども、準備組合を経て賛同を得られた場合に組合として法人になって事業がスタートする。事業がスタートしてから示すのではないと、その手前の準備組合の段階でしっかりと説明していくと、そのような回答がありました。

したがって、今の請願人と、町でも準備組合をある程度後押しするために町がコンサルを雇用して再開発のあれを固めています。法人になってしまうともうしっかり組合が独立してやっていくんですけども、それまでの中間のつなぎ役として、町としてもこういった問題点については一つ一つをクリアした段階でしっかり金額的に等価交換して、幾らの資産が、このくらいのビルの面積をもらえるよと、そういう時期が近い時期に示されるんですよ。だからそういったことも理解しました。請願人の御意見ももっともだと、その辺について共感して趣旨了承と、このように回答させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

3 番 吉 田 委員会審議においては、8月28日の松田町都市計画審議会の第2回会議においてパブコメ等についていろいろ扱われて審議がされたようですけれども、産業厚生常任委員会ではその会議について審議について参考とされましたかどうか。

以上です。

産業厚生常任委員長 今回の質問にお答えしたいと思います。パブリックコメントの内容、まちづくり課長、出席いただいておりますので、大分件数が多かったということで、全

部が全部じゃないんですが資料を頂きまして検討しております。

以上です。

8 番 田 代 今度、今、吉田議員から質問がありました8月28日の都市計画審議会、これで議論したパブコメ、この内容について私ども産業厚生常任委員会でどのように取り扱ったかと、そういう質問でよろしいですか。反映した、そういう考えでよろしいですか。

議 長 では、3番、確認で。

3 番 吉 田 若干違いまして、その審議委員会で、都計審のほうでどのような委員の中から意見があったか、こういうことについて参考として協議が行われたかということ。

8 番 田 代 先ほども申し上げましたように、私、都計審の委員です。しかしながら、この本会議場、または産業厚生で都市計画審議会の内容を私がお話しすることはできないということで、その内容については事務局のほうから説明をしていただきました。8月28日の都計審で出された資料をもう少しコンパクトにまとめたもの、パブリックコメントの意見の概要、全部で352件来られた内容を分類して丁寧に説明していただきました。そのパブコメの結果をある程度この計画に生かしたもの、またはパブコメに該当しないんだけども参考意見として賜ったもの、そういったものを都市計画審議会でやった説明とパブコメの説明と大体同じものを産業厚生委員会で示していただいて我々委員は理解したと、このように行いました。

以上です。

議 長 よろしいですか。

3 番 吉 田 はい、結構です。

議 長 ほかに質疑はございますか。

11 番 飯 田 私もですね、18年間議員をやっていますが、趣旨了承なる文言が松田町議会から出てきたことは初めてです。そして、多分その前もなかったことだと思います。ということで、私は趣旨了承という意味を最初お尋ねしようかと思ったんですが、前者の話から大体分かりました、どういう意味かね。それで、私自

身も調べましたところ、請願の内容について、願意は十分に理解できるが、諸事情から当分の間は願意を実現することが不可能である場合等に、その請願の趣旨のみ取り上げる議会の意思決定のことを言うと、こういうふうな言葉なんですね。ということはどういうことかと言いますと、実現不可能だけど趣旨だけは分かりましたよと、簡単に言うところのことなんですよ。

それで、私、この報告書を読んで思ったんですが、この趣旨了承という言葉、今、町民のみんながどれだけ理解できるか。例えば趣旨というのはどういうことを訴えているかと、了承というのは分かりましたということですよ、一般の町民はそういうふうにとられると思うんです。例えば趣旨了承だったら、趣旨は分かったんだけど了承に打消しがついているからこれは取り上げられなかったのかなと、そういうふうな意味で分かると思うんですが、この趣旨了承という言葉について本当に町民をはじめ読んだ人が理解できるか、この報告書の中に趣旨了承ということはこういうことですよと読んだ人が理解できるような文言が含まれているかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

8 番 田 代 まず初めに、用語の定義について説明させていただきます。基本的にはこういった請願が出た場合に採択するか不採択なんです。それで、非常に私どもも悩みました。採択だとやはりちょっと違うんですよ。先ほど説明したように、白紙撤回、白紙撤回は全て白紙撤回ではなくて、再開発ビルマンションのほうなんだというふうなことでお話がありました。そうすると、あの文章ですと全て白紙撤回、ですからこれは採択するわけにはいかないだろうと。ただ、よくよく事情聞いてみますと、駅広、それと自由通路、それは除くんだよと、そのようなことになりましたので、ではそういったことで地権者の意見、考えはその部分は分かったよと、そういったことで趣旨了承にしました。

今のお話、採択か不採択、これで決めるんですけども、ナーバスな問題に対しては、採択にはちょっと厳しい、そうした場合に趣旨採択、趣旨了承、この二つの選択がありました。飯田議員のほうからも御自分で調べられた御意見、趣旨了承についてお話がありましたけれども、私どもも神奈川県町村議長会、そちらのほうにこの内容についてどうかということでも照会を入れていま

す。議会としてはこうなんだというお知らせをしたら、それでしたらそれはよろしいのではないかと、判断の一つとして、判断の一つですね、手法として間違っていないかと、このような回答をいただきました。

最後に、町民への説明、議会としてどういうふうにやっていくんだと。まず初めには議会広報があります。この辺については脚注をつけて丁寧に説明する。それと場合によっては、ここで9月は役職改選で広報広聴委員会が変わります。そのときに広報広聴委員の皆様が賛同すれば、原案としてこういったことを議会広報報告会の議題として上げてもいいのかなと個人的には思っています。それについてはまた今後のことですので皆さんと話し合っ、飯田議員がちょっと心配しているような、町民の人は分かっていないんじゃないかということについては、議会広報、ないし、できれば議会報告会に取り上げて説明していきたいと、このように私は、後半は個人の考えです、前半については議員として、産業厚生委員としての考えです。

以上です。

11番 飯田 この趣旨了承という言葉は、確かに議会用語というふうな意味で採用してるところもあるようです、議会によってはね。ところが、松田の場合には初めてということで町民の理解が、これは議会がする理解と町民がする理解と丸つきし180度違うんですよね。だから、この報告書の中でこの了承という意味を分かるような段落があるのかということをお聞きしました。いつまでやってもこれは平行線だと思いますんで、次に行きますけど。

今、副委員長のほうから採択か不採択が非常に悩んだというふうな御意見が出ました。それで、平成25年12月4日、議長は菅谷さんのときでしたね、全員協議会で申合せ事項の中で請願書の取扱いに関する事というふうなことを議員で取り決めたんですね。それで、その中の話でいくと、採決か不採決か趣旨採択、この三つしかないよというふうなこのときの内容です。

あと、選ぶときには一部採択とする方法があるということなんです。じゃあ何かというと、審査のポイントで願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に属するかと、この三つについて審査をして

もらいたいというふうな意味合いだと思うんですね。それで、結論としてはじゃあどういうふうな結論を持っていくかということ、願意が妥当性を欠き、実現の可能性のないものは不採択とするほかないと、こういうことをはっきり言っているんですね。ということは、請願が出されて趣旨は分かるけど、だけど実現性はないよねといったものはもうこれは不採択にするしかないと、そういうふうなことが書いてあるんですね、はっきり。そういうことに対して、今回どのような委員会の進め方をなされたか分かんないんですが、この全員協議会で申し合わせた事項、これを皆さん分かってやってらしたのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

産業厚生常任委員長 今そういう話は初めて、私は2期目で初めて聞きました。失礼しました。

8 番 田 代 飯田議員のお話、今、平成25年ですよ、私も当時、議会事務局には携わっておりましたが、はっきり言って記憶はありません。そのときの時点では、当時参加した議員で採択、不採択、趣旨採択、これでやっていこうねと合意ができたわけです。御存じのように議会は4年ごとに変わります。4年ごとに申合せ、そういったものを皆さんで確認しながらやっていくべきものだと思います。このことを知っていた、知らないよりも、この縛りがどこまであるのかというのが一つ、私は疑問に思います。

これとは別に、先ほど私がお話ししましたように、採択、不採択、これが二つのうちどちらかに決めると。今回は非常にナーバスな問題があったんで不採択にするには難しい、そうすると本当にこの趣旨了承も調べました、勉強しました、これが正しいのかどうか。趣旨採択と趣旨了承、これについて、結構、正副委員長ともやり取りして考えた結果、こういう手法もあるということで委員の皆様にお諮りしてこのような結論になったと、以上が私の回答です。

11 番 飯 田 委員会の中で、じゃあこの請願に対してこのように動けると思った委員、それと、いや、これは請願でこういうのを受け付けてもちょっと実現の可能性はないよねと、長い将来で見たら実現性の可能性あるかもしれないけど、例えばここ直近でじゃあこれが覆るようなことがあるかと言えば、委員の人、誰一人としても、今どんどん進んでいる中でそういうことを考えられないと思うんで

すよね。ということは、この趣旨了承というのはちょっとまやかしみたいな、そういうふうな、委員の気持ちを何か付度したような、請願者に対してね、そういうふうな。

議 長 そうですね。ちょっと疑問形にさせていただきますか。討論はまた別に聞きますので。

1 1 番 飯 田 だから、そういうことで分かりました。その請願、これは私の考えとしては。

議 長 じゃあ質疑じゃなくて、討論のとき、またよろしいですか。質疑はもうございませんか。

1 1 番 飯 田 質疑は終わります。

議 長 ほかに質疑のある方。質疑じゃなくて。

8 番 田 代 これについては、委員長を除く5名がいいとしていました。4人の賛同を得てこの結論に達しました。

以上です。

議 長 ほかに質疑はございますか。質疑なしとして討論に入ってよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、質疑を打ち切って討論に入ります。

まず反対からです。

1 1 番 飯 田 私は、令和7年第3回議会定例会において付託された請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」に対する委員会報告に反対の立場から討論を行います。

平成25年12月4日の全員協議会において、請願書の取扱いに関することについて申合せが行われました。内容は、請願の審査において評決は賛成、採決か、反対、不採決かを決する、場合によっては趣旨採択とする方法もあるというものです。その中で、願意が妥当性を欠き実現の可能性のないもの、あるいは町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは不採決とするほかはな

いと決められています。今回の請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」の委員会報告は趣旨了承となっていますが、議会用語でいう趣旨了承とは、願意は十分に理解できるが、願意を実現することは不可能である場合にその請願の趣旨のみ取り上げる議会の意思決定のことを言うこととあります。願意を実現することは不可能という結論を出しながら、なぜ平成25年12月4日の全員協議会において、請願書の取扱いに関することについて、申し合わせたとおり、実現性のないものは不採択にするほかないと決められています。また、趣旨了承といった町民にとってなじまない用語を使い、報告書の中でその意味を説明されていません。議会基本条例にあります「開かれた議会を目指す松田町議会」にとって、議会の方向性に反するのではないのでしょうか。

以上の理由から、この報告書に対する反対討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

4 番 中 津 川 それでは、賛成討論をさせていただきます。

請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映した計画の再検討を求める請願」について、趣旨了承に賛成する立場から討論をさせていただきます。

本請願は、新松田駅北口地区市街地再開発事業について、町民から事業の必要性や進め方に対する不安の声を寄せられていることや、高層マンション建設ありきの計画について、本当に必要なのか、規模が大き過ぎるなどの懸念があることから、計画を一旦白紙に戻し再検討を強く求めるというものでございます。

9月12日に、請願提出者様から意見聴取をさせていただき白紙に戻すことについて確認をさせていただきました。白紙については、ディベロッパーを入れたマンション計画はやめてほしい、大きな商業施設も不要であるという旨でございました。

この再開発事業は平成31年に策定された基本構想・基本計画を基に計画をさ

れていますが、住宅施設については町なかの活力を創造する都市居住の場として住居機能の導入を目指すとされています。また、商業施設については、町民の利便性と買物環境の向上として基本計画に位置づけられています。このようなことから、新松田駅北口地区市街地再開発事業に居住機能や商業施設の導入は不可欠なものです。マンション計画、商業施設計画を白紙に戻すことは、これまでの事業経過に鑑みても現実的ではないというふうに私は考えます。また、事業に伴う現実的なリスクなどについて、町から十分な説明も対策も示されていない点は大きな問題である旨が記載されておりますが、町担当課に聞き取りしたところ、現段階でお話しできることはしっかり伝えているということを知っております。

以上のことから、請願の内容については全面的に賛成はできないものの、町民の声を十分に反映させた計画など、請願の考え方やその意図は理解できるので趣旨了承といたしました。御理解、御賛同くださるようお願いいたします。賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議 長 次に、反対討論がございますか。

3 番 吉 田 私は、請願第1号産業厚生委員会報告について反対の立場で討論を行います。

本請願の理由は、松田町が進めている新松田駅北口地区市街地再開発については、多くの町民から事業の必要性や進め方に対する疑問や不安の声が寄せられているというものです。そもそもこの事業の根拠について私は疑問に思っております。

8月に出されました広報まつだ特別号で記述されている「2018年（平成30年）に多くの町民の皆様からの声をいただき」という記述がありますが、この年、この年というのは2018年（平成30年）に行われたまちづくり町民アンケート調査の分析からは町民の多数の意見とは受け取れないと思っております。この調査は、2013年（平成25年）では総回収数が1,794票に対して、5年後の2018年（平成30年）はおよそその半分の876票でした。この結果だけを見て

も、このアンケートが町民の多数と言い切るのに疑問を感じております。

「松田町は住みよい町だと思いますか」という質問では、「とても住みよい」が134票、「どちらかといえば住みよい」が458票で、合わせて592票の67.4%です。先に言いますと総数は876票です。この数字ではおおむね住みやすい町と感じていると判断できます。住みにくいと答えた理由として、「町内で日常生活の買物ができないから」が181票、「スーパーマーケットなども大型店や専門店がないから」が193票ですが、これは総回収票の約20%です。この数字で、町民の多数の声としてテナントやスーパーマーケットを求めているのでしょうか。

また、この質問ではテナントやスーパーマーケットの設置場所についての選択肢はなく、駅周辺の指定とは限らない。この回答の方々は、自分の家の近くに店舗などがあつたらいいと考えていてもここに投票するという事も考えられます。

また、この200票にも満たない数値では、大型店やテナントの誘致にはかなりのリスクを伴うと感じております。まちづくりについての必要度の調査では、新松田駅、松田駅周辺の整備では「必要である」が596票、「多少必要である」が127票で、合わせると約82%と高い数値を示しております。「同時に道路や生活道路の整備も必要である」が472票、「多少必要である」が202票で、同様に77%でございます。駅周辺や道路の整備については必要度が高いことが分かります。

一方、「今後の人口はどうあるべき」という調査では、「人口を増やすべき」は417票で47.5%に対し、「現状の人口維持」が255票、これは29.0%、「全国的に人口は減少していくのだから自然に任せる」が136票で15.5%です。増加を希望する方と、現状維持、自然に任せるという方の数というのは拮抗しております。

このように、まちづくり町民アンケートの分析では、駅周辺の整備と道路の整備を必要とは考えているものの、現在の松田町の水と緑と富士山の風景を愛している町民の姿が映し出されます。マンションや大型店を求めているもので

はありません。よって、このマンションや商業施設を含めた再開発の根拠が私には理解できません。

最後に、8月28日に行われた松田町都市計画審議会第2回会議では、私も傍聴はしていましたが、パブリックコメントや広報まつだ特別号を見て委員の一人は、この事業計画に対して大きな見直しも必要ではないかというような意見も出されていました。

このようなことから、本請願を採択すべきと申し添えまして、委員会報告について反対討論とさせていただきます。

議 長 次に、賛成討論がいらっしゃいますか。

続いて、反対討論がいらっしゃいますか。

9 番 井 上 それでは、委員会報告に反対の立場からの討論をさせていただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

今回の請願に係る資料については、194件のパブリックコメント、568名に及ぶ署名が寄せられたとあります。これは単なる一部の意見ではなく、町民の切実な声であり、強い反対の意思の現れであります。

今回の署名は都市計画審議会に向けて集められたものでありますが、直接請求では有効となる有権者50分の1以上の数でもあります。今回の請願の趣旨は町民の切実な意見であると議会は理解しなければなりません。しかし、委員会は趣旨了承との結論にとどめました。これでは町民の生活や権利を守る姿勢が全く示されておられません。私は断固としてこの姿勢に反対をいたします。

高層マンション建設を前提とした現行の再開発事業計画は、景観の破綻・破壊、日照や風害、交通量の増大といった生活環境への深刻な悪影響をもたらします。さらに、地権者や借地権者に対する立ち退き、持ち出しを強いられます。これは住民の生活基盤そのものを揺るがすものであります。特に高齢者に仮住まいを強いることは、心身に大きな負担をかけ、暮らしを壊す行為にはほかなりません。

行政は、新松田駅北口整備事業では駅前広場のみの整備では補助金が足りない、新松田駅北口を整備するためには再開発事業でやらないと財源が足りない

と説明をしています。しかし、現在まで再開発地域における居住者全員の、また近隣の自治会、住民の了承は得られていません。町民の生活圏、財産権、居住権、生活環境と、白紙撤回の際にやはり国・県の補助金、その手続、財源が重要だという前の方の答弁もありましたが、町民の権利と国・県の補助金を天秤にかけるべきでは当然ありません。町民の権利、生活を担保してからの事業、計画を目指すべきであります。

町の未来のためと言いながら、今を生きる町民の生活と権利を犠牲にする計画は断じてまちの未来につながるものではありません。住民合意を欠いたままの強引な再開発は、町民との信頼関係を根底から崩壊させます。したがって、本請願は趣旨了承などという不十分な扱いではなく、町民の代表である議会はこの請願に全面的に賛同し、現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を真に反映させるよう町に意見書を提出すべきであります。町民の権利と生活圏、居住環境を守ることが、真の松田町の未来を築く唯一の道であります。

以上、強く訴えまして、委員会報告に対する反対討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 ほかに討論はございますか。

(「なし」の声あり)

討論なしとのお声です。

ここで採決を行って、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」に対する委員長の報告は趣旨了承です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案の委員会報告は否決されました。

それでは原案でお諮りします。この場合、原案とは請願1号の請願書のことであります。請願書に立ち返って御判断をお願いいたします。

それでは、原案に賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案は否決され不採択とされました。

9 番、進行の動議ですか。

9 番 井 上 今の採決の。原案に対しての趣旨採択、趣旨了承という選択はないのでしょうか。

議 長 この場合ですね、委員会報告がいわゆる通常の議案の場合の修正案に当たるというふうに解釈をされ、県のほうの事務局に聞いた答えなんですが、されて、なので先ほどの委員会報告が趣旨了承、これがまず否決されました。そうすると原案に対する採決を採ると、そうするとふだんの議案と同じく賛成の方の起立しか採れないんですね。今、立った方は2名ですが、座っている方のうち、本当は趣旨了承なんだけどもなと思う方も結局立てないことになるんで、結果としては否決ということになるという解釈です。

そうですか。全協室ですか。

採決は終わりました。採り直しはできませんので。

暫時休憩して何を。確認ですか。

では暫時休憩といたします。全協のほうへお願いいたします。(10時24分)

議 長 それでは再開いたします。(10時42分)

ただいまの経過をもう一度説明いたします。

まず、請願第1号「新松田駅北口地区市街地再開発事業に対し現計画を一旦白紙に戻し、町民の声を十分に反映させた計画の再検討を求める請願」、これに対して委員会報告が趣旨了承でありました。これがいわゆる一般の議案では修正案に当たるというふうに捉えます。これに対する採決は起立少数、3人だったので、この時点でこの趣旨了承といういわゆる修正案が否決されたということになります。そうしますと、修正案が否決された場合の採決の仕方によって原案に立ち返ります。この場合、原案とはこの請願第1号の請願文のことになります。つまり委員会の修正を加えない、つまり趣旨了承ということを加えない請願文そのものが採決の対象になります。それに対して起立が2名で、これがまた少数起立で、請願文そのものというものが否決された、つまり不採択になったという結果になったと。これは、本会議での採決が常に二択し

かないということなのでこういうふうな結果になりました。

その場合に、先ほど趣旨了承で起立をさせていただいた3名の方、これがあれだけせっかく委員会ですっかりやっていたのになかったことにされてしまうというのが御心配だと思うんですけども、これはやはり足跡としてはきちんと残ることになります。もちろん議事録に残りますし、また、議会広報が出たときに星取表が毎回つきますけども、星取表の中でもまずこの請願1号は2段に分かれる表記になって、上のほうが要するに委員会報告という形の表になって、そこで先ほどの3人が立たれたというこれが印がつきます。なので、この3人はこの趣旨了承で賛成した方なんだということはちゃんと伝わります。次に、その下段になると原案で採決をするので、原案に対してとなるとその3人の方は原案には賛成はできなかったんだなど、逆に2人の方が今度は原案に賛成というところに丸がつくというふうに、よく見てもらえばちゃんと足跡が残ることになります。なので、非常に分かりにくい経過になったかと思えますけれども、その辺り、議会広報を作るときにはまた工夫をさせていただいて、町民に分かりやすいようにしていただければなというふうに思います。

ただいまの経過は以上です。

ここで暫時休憩を行います。再開は11時です。

(10時46分)